

福島県土地利用基本計画の見直しについて（案）

1 見直しの背景

(1) 福島県土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画及び福島県計画）を基本として、福島県の区域について総合的かつ計画的な土地利用を図るため、五地域と土地利用の調整に関する事項を定めるもの。

※ 五地域 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域

(2) 今般、福島県国土利用計画の見直しに伴い、本計画書の見直しを行う。

2 見直しの経緯

(1) 土地利用基本計画は、計画図と計画書から構成されており、計画図については随時に変更を行っている。計画書については平成13年3月の福島県国土利用計画の第四次計画の策定を受けて平成14年3月に変更を行い、その後一部の変更を行っている。

(2) 平成22年12月の第五次計画の策定を受けて、計画書の変更を行うため平成23年2月に土地利用基本計画改定検討部会を設置した。

(3) その後、東日本大震災や原子力災害などにより、土地利用基本計画改定の検討は中断したが、福島県国土利用計画の見直しと併行して見直しを行うこととした。

3 見直しの方針

(1) 東日本大震災や原子力災害などに対応した内容とするため、追記及び変更を行う。

(2) 福島県国土利用計画を始め、各種計画（福島県総合計画、福島県復興ビジョン、福島県復興計画等）との整合を図った内容とするため、追記及び変更を行う。

(3) 章立については、法定の計画事項を反映しているため変更せず、現行の構成や記載内容の中で見直しを行う。

4 計画の見直し作業

福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議する。（国土利用計画法第9条第14項で準用する同条第10項）

5 見直しスケジュール

別紙資料1の3ページのとおり。